

一般社団法人さくらネット協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人さくらネット協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町、鎌倉市及びその周辺地域において、医療機関及び介護施設等を対象とした、相互情報連携の仕組みを運営し、もって利用者への充実した医療及び介護サービスの提供に寄与することを目的とする。

(事業活動)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町、鎌倉市及びその周辺地域における医療・介護連携ネットワークシステムの構築及び運用に関する事業
- (2) 医療従事者及び介護従事者間の情報連携に関する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成)

第5条 この法人は、この法人の理事、監事及び理事・監事の所属する団体で、かつ、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会による承認があったときに会員となる。

(任意退会)

第7条 会員は、当法人において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、除名が決議されたときは、当該会員に対し、文書で通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、理事長が必要と認めたときは、臨時社員総会を、開催することができる。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集す

る。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して、必要な事項を記載した書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。

（議長）

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

（議決権）

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- （1）会員の除名
- （2）監事の解任
- （3）定款の変更
- （4）解散
- （5）その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使）

第17条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使させることができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

（議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

（役員）

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事

(2) 監事

2 理事のうち、1名を理事長とし、代表理事とする。

3 理事のうち、1名を副理事長とする。

4 理事のうち、20名以内を専務理事とする。

(役員の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の満了すべき時までとする。但し、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の時までとする。

6 理事又は監事は、定款細則に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(その他)

第21条 役員に関するその他の事項は、役員に関する定款細則による。

第6章 理事会

(構成)

第22条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(召集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 28 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長と監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 30 条 この法人は、理事会の決議を経て、事業の推進に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議による承認を受け、社員総会で報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第40条 この法人の最初の事業年度は、この会社成立の日から2025年3月末日までとする。

(法令の準拠)

第41条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本書は当法人の定款に相違ない

令和7年6月12日

一般社団法人さくらネット協議会

理事長 長堀 薫